

北斗市		部	総務部			課	税務課	
投げ込み日	令和	元	年	12	月	12	日	
情報解禁日	令和		年		月		日	☒ 指定無

秋サケの不漁による漁業者への市税等の減免について

今年の秋サケ定置網による漁獲量は、不漁となった昨年を大幅に下回る記録的な不漁となっていることから、市が定める減免規定に基づき、一定の要件に該当する場合に市税等の減免を実施します。

○減免要件

今年のサケの収入額に漁獲共済金を加えた金額と、平年におけるサケの収入額を比較した減収額が、平年の全漁業収入額の3割以上となる場合に減免の対象となります。
(※その他、前年中の所得要件あり)

○減免する市税等の種類

- ・市道民税
- ・国民健康保険税
- ・介護保険料

○減免する市税等の期別

令和元年度の市税等で、12月以降に納期限が到来するもの

○減免決定の時期

漁獲共済金額の確定(令和2年2月頃)後、2月中を目途に決定

○減免申請対象者

漁獲共済金を含まない仮算定により、サケの収入がある漁業者73名のうち、3割程度
※漁獲共済金等の確定により、減免とならない場合あり

○減免申請対象者への周知

対象漁業者に対し、減免申請の案内を通知

税務課		課長	上野 雅弘		
当日	連絡先	73-3111	内線	131	
前日	連絡先		内線		

【報道資料趣旨】

- ☐ 参加者等募集告知依頼
- ☐ イベント等の事前周知依頼
- ☐ イベント・会議等の取材依頼
- ☐ その他事業の取材依頼

